

# 自治会設立マニュアル



平成 2 8 年 6 月

武 蔵 村 山 市

## 自治会を設立し、みんなで住みやすい地域をつくりましょう。

自治会とは、一定の地域に住む皆さんが、住みよい地域社会をつくるために組織された自主的な組織です。自治会は自由参加であり、また自治会の立上げも自由です。

ここでは、一般的な自治会設立までの流れを紹介しますので、参考にしてください。





## ステップ

さあ、自治会をつくりましょう！

### 1

## 設立準備をします

- 自治会の発起人会（設立準備会）を設けます。
- 自治会のあらたな区域決めます。  
※自治会区域は、隣接する自治会と重ならないよう注意してください。  
※大きい自治会から分離してあらたに自治会を設立する場合も同じ手続きになります。
- 組織の役割分担などについて検討します。  
※原則はお隣同士、地域の地縁のみなさんで組織します。  
※設立人数には特に定めはありませんが、組織として活動するために、役割分担ができる人数は必要です。
- 設立する自治会についての大枠が決まったら、設立趣意書（資料1）及び加入申込書（資料2）を作成します。

## ステップ

### 2

## 近隣住民によびかけます

- 区域内の住民に設立趣意書及び加入申込書を配布し、会員数を決定します。

ステップ

3

## 設立総会を開催します

●事前に自治会規約や予算、役員などについて検討します。

※資料例・・・設立総会用資料一式の見本を参考にして作成してください。

- ・総会資料表紙（資料3）
- ・総会次第（資料4）
- ・予算（案）（資料5）
- ・事業計画（案）（資料6）
- ・自治会規約（案）（資料7）
- ・議事録（資料8）

●加入申込者に設立総会の開催を通知します。

●総会を開催し、自治会規約や予算、役員などを決定します。

※欠席者には委任状をもらいましょう。

※通常、総会を成立させるためには委任状を含めて会員の半数以上の出席が必要です。

ステップ

4

## 新しい自治会が結成されました！

※自治会を結成したら、総会は少なくとも年1回以上（通常4月）開催し、予算・事業計画・前年度決算・事業報告書など、重要な案件の決定・承認を行っていきます。

最後に・・・



## 市への届出

- 自治会を結成したら、自治会長等届出書（資料9）と添付書類を市へ提出してください。
- ※市では、自治会活動支援として各種補助金の交付や回覧物などの情報提供を行っています。
- ※自治会長等届出書に添付する書類
  - 設立総会資料及び議事録
  - 自治会規約
  - 事業計画書及び予算書



せっかくのご縁でつながった地縁団体です。定期的な親睦事業や地域活動を行なっていきましょう！

# 資料1

《注意》あくまでも一例ですので、以下の文案に捉われる必要はありません。

平成 年 月 日

## 〇〇自治会設立趣意書 例

〇〇〇にお住まいの皆様へ

平成〇年〇月に入居が始まり〇ヶ月がたち、皆様におかれましては、新しい生活環境での充実した日々を送られていることと思います。

一方で盗難や不法駐車、子どもに対するいたずら、不審者の出現など地域内での様々な問題も発生してまいりました。

そのような中、地域住民の親睦を深め、より住みよく楽しい生活環境を築くため、「自治会があればいいのに」という声も聞こえるようになりました。

特に大災害発生時など、いざという時にはご近所同士の協力が不可欠です。

各家庭だけで解決できない問題に自治会で取り組み、より住みよく安全で安心なまちづくりをするために、地域に住む各家庭が協力し合う必要があるのではないのでしょうか。

このたび、幸いなことに自治会発足へと有志の方々に集まっていただき、〇〇自治会設立準備会を設立することができました。

これまでに、何度も会合を持ち、活動内容や運営方法などについて検討を重ねてまいりました結果、会則案を別紙のとおりまとめることができましたので、皆様にご覧いただくとともに、この趣旨にご賛同いただきますようお願い申し上げます。

今後、当準備会は〇〇自治会設立総会の開催へ向けて準備を進めて参りたいと考えております。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

〇〇自治会設立準備会

代表

連絡先

# 資料2

## 〇〇自治会加入申込書

平成 年 月 日

〇〇自治会設立準備会代表 様

私は、〇〇自治会の設立趣意に賛同し、下記のとおり加入を申し込みます。

記

フリガナ			
氏名			
住所			
電話番号		世帯の人数	

(記入された情報については、自治会活動の目的以外には一切使用いたしません。)

# 資料3

(仮称)〇〇自治会設立総会資料

日時 平成 年 月 日

場所 〇〇〇〇会館会議室



# 資料4

## 次 第

- 1 開会の辞
- 2 会長挨拶
- 3 議長選出
- 4 議長挨拶
- 5 議事
  - (1) 自治会規約について
  - (2) 平成〇年度役員選出について
  - (3) 平成〇年度予算(案)について
  - (4) 平成〇年度事業計画(案)について
  - (5) . . . . .
  - (6) . . . . .
- 6 その他
- 7 閉会の辞

# 資料5

議題1 自治会規約について(別紙のとおり)

議題2 平成○年度役員選出について

役員	氏名	電話番号
会長	村山 太郎(ムラヤマ タロウ)	042-123-4567
副会長	.....	
会計	.....	
監査		
監査		
.....		
.....		
.....		

議題3 平成○年度予算(案)について

収入

経費項目		備考
会費	〇〇円	会員数×100円
補助金	〇〇円	
...	...	
合計		

支出

経費項目		備考
会議費	〇〇円	
行事費	〇〇円	〇〇自治会夏祭り
...	...	...
...	...	
合計		

# 資料6

## 議題4 平成〇年度事業計画(案)について

日 時	事業名	備 考
4月〇日	清掃活動	
5月〇日	スポレク大会参加	
...	...	...
...	...	...
...		
...		
...		

# 資料7

## 〇〇会規約

制定 平成〇年〇月〇日

最近改正 平成〇年〇月〇日

### 第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は〇〇会（以下「本会」という。）と称し、事務所を武蔵村山市〇〇町〇番〇号に置く。

(区域)

第2条 本会の区域は、武蔵村山市〇〇町〇番〇号から〇番〇号までの区域とする。

(会員)

第3条 本会の会員は、第2条に定める区域に住所を有する世帯をもって構成する。

2 本会へ入会及び退会しようとする者は、会長に届け出るものとする。

3 本会へ入会及び退会の届け出があったときは、正当な理由なくこれを拒んではない。

(目的)

第4条 本会は、会員相互の親睦及び福祉の増進を図り、地域課題の解決等に取り組むことにより、住みよい地域社会の形成に資することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、第4条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関する事
- (2) 清掃、美化等の環境整備に関する事
- (3) 防災、防火、交通安全に関する事
- (4) 住民相互の連絡、広報に関する事
- (5) 〇〇会館の維持管理に関する事
- (6) ……

## 第2章 役員

(役員の種類別)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 ○名
- (3) 会計 ○名
- (4) ○○部長 ○名
- (5) 班長 各班1名
- (6) 監事 ○名

(役員を選任)

第7条 会長、副会長、会計及び監事は、総会において、会員の中から選任する。

- 2 部長は、会員の中から、会長が委嘱する。
- 3 班長は、各班の会員の中から、互選により選出する。
- 4 監事は、会長、副会長及びその他の役員と兼ねることはできない。

(役員職務)

第8条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (3) 会計は、本会の会計事務を処理する。
- (4) 部長は、会長の命を受けて、会務を分担する。(例：総務担当、広報担当、環境整備担当、防犯担当、交通安全担当、福祉担当、青少年担当、会館担当等)
- (5) 班長は、会員との連絡調整にあたる。
- (6) 監事は、本会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する。会計事務及び業務執行について不正の事実を発見したときは、総会に報告することとし、報告のために必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員解任)

第10条 役員が、規約に違反したとき又は本会の名誉を傷つける行為をしたときは、総会の議決により解任することができる。

### 第3章 総会

(総会の構成)

第11条 総会は、全会員をもって構成する。

(総会の種別)

第12条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、毎年〇月に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、全会員の〇分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第8条第1項第6号の規定により監事から請求があったときに開催する。

(総会の招集)

第13条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して、会議の〇日前までに通知しなければならない。

(総会の審議事項)

第14条 総会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 役員を選任及び解任に関する事項
- (4) 規約の変更に関する事項
- (5) ……
- (6) その他の重要事項

(総会の議長)

第15条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選任する。

(総会の定足数)

第16条 総会は、全会員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。ただし、委任状を提出した会員は、出席者とみなすものとする。

(総会の議決)

第17条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第18条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（委任状を提出した会員を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) ……

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人〇名以上の署名押印をしなければならない。

## 第4章 役員会

(役員会の構成)

第19条 役員会は、役員（監事を除く）をもって構成する。

(役員会の招集)

第20条 役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(役員会の審議事項)

第21条 役員会は、会長が議長となり、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会において議決された事項の執行に関する事項
- (3) ……
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

## 第5章 会計

(収入)

第22条 会は、次の収入により運営する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) 補助金

(4) その他

(支出)

第 23 条 支出は、総会で議決された予算にもとづき、会の目的に沿って行う。

2 会員には、細則で定める額の弔慰金を支払うことができる。

3 納入された会費は、理由のいかんにかかわらず払い戻さない。

(会費)

第 24 条 本会の会費は、1 世帯あたり月額〇円とする。

(会計年度)

第 25 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(監査と報告)

第 26 条 会計監査は、会計年度終了後に監査を行い、総会に報告する。

## 第 6 章 雑則

(委任)

第 27 条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、総会又は役員会の議決を経て、別に会長が定める。

附則

この規約は、平成〇年〇月〇日から施行する。



# 資料8

## 議 事 録

会 議 名	〇〇自治会設立総会
開 催 日 時	平成〇〇年〇月〇日 時から 時まで
開 催 場 所	
出 席 者	人 うち委任状 枚
議 題	議題1 自治会規約について 議題2 平成〇年度役員選出について 議題3 平成〇年度予算(案)について 議題4 . . . . . 議題5 . . . . .
決 定 事 項	議題1 自治会規約について 第・条の. . . . .についての「. . . . .」という文言 を削除し、賛成多数で可決された。 議題2 平成〇年度役員選出について 賛成多数で可決された。 議題3 平成〇年度予算(案)について 議題4 . . . . . 議題5 . . . . .
審 議 経 過	議題1 自治会規約について (〇〇氏)質問 (〇〇氏)質問  議題2 平成〇年度役員選出について (〇〇氏)質問 (〇〇氏)質問  議題3 平成〇年度予算(案)について  議題4 . . . . .  議題5 . . . . .  <p style="text-align: right;">— 以上 —</p>

◆自治会名、加入世帯数及び回覧物必要部数について

自治会名	自治会		
加入世帯数	世帯	回覧物 必要部数	部

(注) 加入世帯数及び回覧物必要部数は、平成28年4月1日現在の数を正確に把握し、必ず記入してください。

◆自治会長について

フリガナ	
氏名	
住所	武蔵村山市
電話(自宅)	

(注)・氏名には、必ずフリガナを記入してください。

・氏名・住所・電話番号(自宅)は、市報及びホームページ等で公開させていただきますので、御了承ください。

電話(携帯)	
FAX	
メール(パソコン)	

(注) 緊急時のみ使用し、公開はいたしません。

◆自治会補助金関係の連絡先について

フリガナ	
役職・氏名	
電話(携帯)	

(注)・自治会の補助金書類等について、自治会長が管理を行わない場合、会計等該当する自治会員の連絡先を御記入ください。

◆自治会所有の集会所について

集会所所在地	武蔵村山市
集会所 電話番号	

◆自治会区域について

自治会対象区域	武蔵村山市
---------	-------

(注) 自治会対象区域について、自治会区域図を作成するために、該当する住所を御記入ください。住所は、町名と丁目のみで結構です。分かる範囲で御記入ください。

【例】本町四丁目、榎三丁目、三ツ藤一丁目

◆平成28年度の新規加入世帯数、脱会世帯数について

平成28年度新規加入世帯数	世帯
平成28年度脱会世帯数	世帯

(注) 平成28年4月1日現在の数を記入してください。

◆平成28年度各自治会の会費について

会費	月額 ・ 年額	1世帯	円
----	---------	-----	---

(注) 該当する方に丸を付け、会費を記入してください。